(4) Delivery period ; By 31 January 2014
(5) Delivery place ; Tokai Reprocessing Technology Development Center, Nuclear Fuel Cycle Engineering Laboratories, Tokai Research and Development Center, Japan Atomic Energy Agency
(6) Qualifications for participating in the tendering procedures ; Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause, ②not come under Article 71 the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting, ③have been qualified through the qualifications for participating in tenders by Japan Atomic Energy Agency, or through Single qualification for every ministry and agency, ④not be currently under suspension of nomination by Director of Contract Department, Japan Atomic Energy Agency
(7) Time limit for tender ; 10 : 00 AM, 19 February 2013
(8) Contact point for the notice ; Contract Section 1, Contract Department, Japan Atomic Energy Agency, 4―49, Muramatsu Tokai-mura Naka-gun Ibaraki-ken 319―1184 Japan. TEL 029―282―1133 (ex. 41063)

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年12月10日
独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構
契約担当役理事　桑原　幸治
◎調達機関番号　617　◎所在地番号　12
1　調達内容
(1) 品目分類番号　26
(2) 購入件名及び数量
№1　北海道職業訓練支援センターほか５施設で使用する電気の需給
№2　青森職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№3　岩手職業訓練支援センターで使用する電気の需給
№4　宮城職業訓練支援センター名取実習場①ほか２施設で使用する電気の需給
№5　秋田職業訓練支援センターほか２施設で使用する電気の需給
№6　山形職業訓練支援センターで使用する電気の需給
№7　福島職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№8　新潟職業訓練支援センターほか２施設で使用する電気の需給
№9　茨城職業訓練支援センターで使用する電気の需給
№10　栃木職業訓練支援センターほか２施設で使用する電気の需給
№11　群馬職業訓練支援センターで使用する電気の需給
№12　埼玉職業訓練支援センターで使用する電気の需給
№13　千葉職業訓練支援センターほか５施設で使用する電気の需給
№14　神奈川職業訓練支援センターほか２施設で使用する電気の需給
№15　職業能力開発総合大学校（小平キャンパス）ほか１施設で使用する電気の需給
№16　山梨職業訓練支援センターで使用する電気の需給
№17　富山職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№18　石川職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№19　福井職業訓練支援センターで使用する電気の需給
№20　長野職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№21　岐阜職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№22　静岡職業訓練支援センターほか２施設で使用する電気の需給
№23　愛知職業訓練支援センターほか２施設で使用する電気の需給
№24　三重職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№25　滋賀職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№26　京都職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№27　大阪職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№28　兵庫職業訓練支援センターほか２施設で使用する電気の需給
№29　奈良職業訓練支援センターで使用する電気の需給
№30　和歌山職業訓練支援センターで使用する電気の需給
№31　鳥取職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№32　島根職業訓練支援センターほか２施設で使用する電気の需給
№33　岡山職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№34　広島職業訓練支援センターほか２施設で使用する電気の需給
№35　山口職業訓練支援センターで使用する電気の需給
№36　徳島職業訓練支援センターで使用する電気の需給
№37　香川職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№38　愛媛職業訓練支援センターで使用する電気の需給
№39　高知職業訓練支援センターほか２施設で使用する電気の需給
№40　福岡職業訓練支援センターほか２施設で使用する電気の需給
№41　佐賀職業訓練支援センターで使用する電気の需給
№42　長崎職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№43　熊本職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№44　大分職業訓練支援センターで使用する電気の需給
№45　宮崎職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
№46　鹿児島職業訓練支援センターほか１施設で使用する電気の需給
(3) 調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。
(4) 供給期間　平成25年４月１日０時00分から平成26年３月31日24時00分まで
(5) 需要場所　入札説明書による。
(6) 入札方法
①　入札は上記(2)の件名ごとに行う。
②　入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（kW単価）及び使用電力量に対する単価（kWh単価）を根拠とし、仕様書で提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。
③　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税額及び地方消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額の各施設の総和を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 平成22・23・24年度における各省庁の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」又は「物品の販売」でA、B又はC等級に格付けされており、「燃料類」、「その他」のいずれかの営業品目を有している者であること。
(4) 平成25年１月29日時点において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。
(5) 電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
(6) 省CO_2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。